

令和 8 年度育児休業に関する減点撤回申立書

				記入日	年 月 日		
保護者氏名		保護者 生年月日	年 月 日		児童との続柄		
保護者連絡先		住 所					
施設・事業名	(申込中)		(申込中)		(申込中)		
児 童 氏 名	フリガナ	フリガナ		フリガナ			
児童生年月日	年 月 日		年 月 日		年 月 日		

※きょうだいがいる場合は、人数分の提出が必要です。(原本が 1 部あれば、きょうだい分は写しでも可)

保育所・認定こども園等の利用(調整)申込みについて、
「育児休業に関する減点同意書」に同意したことを撤回します。

減点を撤回する場合は、裏面に記載の提出期間に、本申立書をこども未来室窓口にご提出ください。

減点撤回申立書提出期間表

確認欄	入所希望月	申込み締め切り	減点撤回申立書提出期間
	令和 8 年 4 月 1 日	(1 次選考対応) 令和 7 年 10 月 31 日	令和 7 年 10 月 1 日～令和 7 年 11 月 7 日
		(2 次選考対応) 令和 8 年 2 月 10 日	令和 7 年 11 月 10 日～令和 8 年 2 月 10 日
		(3 次選考対応) 令和 8 年 3 月 6 日	令和 8 年 2 月 12 日～令和 8 年 3 月 6 日
	5 月 1 日	令和 8 年 4 月 10 日	令和 8 年 3 月 9 日～令和 8 年 4 月 10 日
	6 月 1 日	5 月 8 日	令和 8 年 4 月 13 日～令和 8 年 5 月 8 日
	7 月 1 日	6 月 10 日	令和 8 年 5 月 11 日～令和 8 年 6 月 10 日
	8 月 1 日	7 月 10 日	令和 8 年 6 月 11 日～令和 8 年 7 月 10 日
	9 月 1 日	8 月 10 日	令和 8 年 7 月 13 日～令和 8 年 8 月 10 日
	10 月 1 日	9 月 10 日	令和 8 年 8 月 12 日～令和 8 年 9 月 10 日
	11 月 1 日	10 月 9 日	令和 8 年 9 月 11 日～令和 8 年 10 月 9 日
	12 月 1 日	11 月 10 日	令和 8 年 10 月 13 日～令和 8 年 11 月 10 日
	令和 9 年 1 月 1 日	12 月 10 日	令和 8 年 11 月 11 日～令和 8 年 12 月 10 日
	2 月 1 日	令和 9 年 1 月 8 日	令和 8 年 12 月 11 日～令和 9 年 1 月 8 日
	3 月 1 日	2 月 10 日	令和 9 年 1 月 12 日～令和 9 年 2 月 10 日

育児休業に関する減点同意書の内容

- 当該年度において、育児休業の延長が可能であるため、世帯状況にかかわらずマイナス 900 点を適用し、利用調整において低位の扱いとなることに不服はありません。
- 利用調整の結果、利用決定がなされる場合があることに不服はありません。
- 本減点同意書の有効期間は令和 8 年度中のみとなります。
次年度申請時に育児休業延長に関する減点を希望する場合、再度育児休業に関する減点同意書をこども未来室窓口に提出します。
- 育児休業に関する減点撤回申立書の提出をもって、上記(減点撤回申立書提出期間表)に記載の入所希望月から待機期間が再算定されることになります。その時点で、「入所希望月から 12 ヶ月待機中」加点がついている場合も取消しとなることに不服はありません。
- 次年度申請時に育児休業に関する減点同意書を提出しない場合は、マイナス 900 点の適用対象外となり、上記「4」と同様に待機期間が再算定され、「入所希望月から 12 ヶ月待機中」加点がついている場合も取消しとなることに不服はありません。
- 年度途中で本減点同意書を撤回する場合は、上記(減点撤回申立書提出期間表)に記載の減点撤回申立書の提出期間に、育児休業に関する減点撤回申立書をこども未来室窓口に提出します。なお、保育事由が変更になった場合でも、育児休業に関する減点撤回申立書の提出がなければ、当該年度において引き続きマイナス 900 点が適用されることに不服はありません。